

平成30年第1回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 舘 田 瑠美子

副委員長 軽 米 智雅子

1 開催日 平成30年3月7日（水曜日）

2 開催場所 第4委員会室

### 3 審査案件

議案第69号 青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第75号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 青森市放課後児童会負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 医療事故に係る損害賠償の額の決定について

### ○出席委員

委員長	舘田瑠美子	委員	葛西育弘
副委員長	軽米智雅子	委員	斎藤憲雄
委員	竹山美虎	委員	小倉尚裕
委員	橋本尚美	委員	小田桐金三
委員	中村美津緒		

### ○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	小松文雄	福祉部参事	福井直文
福祉部長	能代谷潤治	福祉部参事	高野光広
福祉部理事	舘山新	福祉部参事	加福拓志
保健部長	浦田浩美	市民病院事務局次長	石岡尊広
市民病院事務局長	木村文人	市民病院浪岡病院参事	兼平一成
環境部参事	竹内芳	環境政策課長	西澤哲司
環境部参事	葛西俊一	保健予防課長	小形麻理
福祉部次長	荒内隆浩	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査	柴田聡	議事調査課主査	山内克昌
---------	-----	---------	------

○**館田瑠美子委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案9件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第69号「青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部理事。

○**館山新福祉部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第69号「青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第69号関係資料1をごらんください。

初めに、制定理由についてであります。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、本年4月1日に介護医療院が創設されることとなり、本年1月18日に、厚生労働省令である介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が公布されたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

介護医療院の概要につきましては、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや、みとり・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設であり、現行の介護療養病床相当及び介護老人保健施設相当以上のサービスを提供するものであります。

条例の内容ですが、本条例は5つの章、全56条から構成されており、第1章が「総則」、第2章が「人員に関する基準」、第3章が「介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準」、第4章が「ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準」、第5章が「雑則」となっております。

施行期日は、本年4月1日を予定しております。

それでは、条例の具体的な内容につきまして、議案第69号関係資料2の逐条解説で御説明申し上げます。

第1章総則におきましては、条例の趣旨及び用語の定義等について定めています。

第1条では、本条例は介護保険法第111条に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものであることを規定しています。

第2条では、条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によることを規定しています。

2ページをごらんください。

第3条では、介護医療院の開設者及び従業者は、青森市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならないことを規定しています。

3ページをごらんください。

第2章では、人員に関する基準を定めております。

第4条では、主として長期にわたり療養が必要で、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させる「Ⅰ型療養床」と、それ以外の「Ⅱ型療養床」のそれぞれの薬剤師、看護職員及び介護職員の員数を規定するなど、従業者の員数等について規定しています。

6ページをごらんください。

第3章では、介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準を定めています。

第5条では、介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならないことなど、介護医療院の基本方針を規定しています。

7ページをごらんください。

第6条では、介護医療院が有しなければならない施設の規準について規定しています。

9ページをごらんください。

第7条では、介護医療院は耐火建築物または準耐火建築物であることなど、構造設備の基準について規定しています。

11ページをごらんください。

第8条から第43条まで、運営に関する基準を定めています。

第8条では、介護医療院の開設者は、あらかじめ、入所申込者またはその家族に対して、サービスの内容及び手続について説明し、同意を得なければならないことについて規定しています。

12ページをごらんください。

第9条では、介護医療院の開設者は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならないことを規定しています。

第10条では、介護医療院の開設者は、みずから必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならないことを規定しています。

13ページをごらんください。

第11条では、介護医療院の開設者は、受給資格等の確認をすることなどを規定しています。

第12条では、介護医療院の開設者は、要介護認定申請に係る援助を行わな

ければならないことを規定しています。

14 ページをごらんください。

第 13 条では、介護医療院の入退所について規定しています。

15 ページをごらんください。

第 14 条では、介護医療院の開設者は、サービスの提供の内容を記録しなければならないことなどを規定しています。

16 ページをごらんください。

第 15 条では、介護医療院の開設者は、いわゆる現物給付である法定代理受領サービスを提供する際には、入所者から、厚生労働大臣が定める施設サービス費用基準額の 1 割または 2 割の額を受け取ることや、介護保険の認定前にやむを得ず介護サービスを利用したときなど、いわゆる償還払いのサービスを提供した際は、現物給付の施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならないことなどを規定しています。

18 ページをごらんください。

第 16 条では、介護医療院の開設者は、償還払いの場合、入所者が保険者に請求するために必要となる介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、入所者に交付しなければならないことを規定しています。

19 ページをごらんください。

第 17 条では、介護医療院の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、療養を適切に行わなければならないことなど、介護医療院サービスの取り扱い方針について規定しています。

21 ページをごらんください。

第 18 条では、介護医療院の開設者は、介護支援専門員に施設サービス計画を作成させるなど、介護支援専門員の役割について規定しています。

23 ページをごらんください。

第 19 条では、介護医療院の医師の診療の方針について規定しています。

24 ページをごらんください。

第 20 条では、入所者が必要な医療を提供することが困難な場合は、協力病院等への入院などの措置を講じなければならないことなどを規定しています。

25 ページをごらんください。

第 21 条では、介護医療院の開設者は、適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならないことを規定しています。

第 22 条では、看護及び医学的管理下における介護は、入所者の病状や心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならないことなどについて規定しています。

26 ページをごらんください。

第 23 条では、入所者に対する食事の提供について規定しています。

第 24 条では、介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況等の把握に努めることなどを規定しています。

27 ページをごらんください。

第 25 条では、介護医療院の開設者は、レクリエーション行事等のサービスを行うよう努めることなどを規定しています。

第 26 条では、入所者の不正に関し、保険者である市町村への通知義務について規定しています。

28 ページをごらんください。

第 27 条では、介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならないことや、管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができることを規定しています。

第 28 条では、介護医療院の管理は、管理者が一元的に行うことを規定しています。

29 ページをごらんください。

第 29 条では、計画担当介護支援専門員の業務について規定しています。

30 ページをごらんください。

第 30 条では、介護医療院の開設者が、重要事項を定めた運営規程に従業者や入所者に周知しなければならないことなどを規定しています。

第 31 条では、介護医療院の開設者は、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制等について規定しています。

31 ページをごらんください。

第 32 条では、介護医療院の開設者の入所定員及び療養室の定員の遵守について規定しています。

第 33 条では、介護医療院の開設者は、非常災害に関する具体的計画を策定することなど、非常災害対策について規定しています。

32 ページをごらんください。

第 34 条では、介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設の衛生的な管理に努めることなどを規定しています。

34 ページをごらんください。

第 35 条では、介護医療院の開設者は、あらかじめ協力病院等を定めておかななければならないことなどを規定しています。

第 36 条では、介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示しなければならないことなどを規定しています。

35 ページをごらんください。

第 37 条では、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならないことなどを規定しています。

第 38 条では、介護医療院の開設者が、居宅介護支援事業者等に対し、利益供与することを禁止することなどを規定しています。

36 ページをごらんください。

第 39 条では、介護医療院の開設者は、苦情に対応するための窓口を設置するなどの苦情処理について規定しています。

37 ページをごらんください。

第 40 条では、介護医療院の開設者は、地域との交流を図らなければならないことなどを規定しています。

38 ページをごらんください。

第 41 条では、介護医療院の開設者が講じなければならない事故発生の防止及び発生時の対応について規定しています。

39 ページをごらんください。

第 42 条では、介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区別しなければならないことを規定しています。

40 ページをごらんください。

第 43 条では、介護医療院の開設者は、従業者、施設等に関する記録を整備しなければならないことなどを規定しています。

41 ページをごらんください。

第 4 章では、ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準を定めています。

第 44 条では、第 4 章の趣旨として、前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準が、この章に定めるところによることを規定しています。

42 ページをごらんください。

第 45 条では、ユニット型介護医療院の基本方針について規定しています。

43 ページをごらんください。

第 46 条では、ユニット型介護医療院の施設及び設備の基準について規定しています。

46 ページをごらんください。

第 47 条から第 55 条までは、ユニット型介護医療院の運営に関する基準を定めています。

第 47 条では、ユニット型介護医療院の開設者の利用料等の受領について、第 15 条に規定している介護医療院の開設者の利用料等の受領と同様の内容を規定しています。

48 ページをごらんください。



第 48 条では、介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならないことなど、介護医療院サービスの取り扱い方針について規定しています。

50 ページをごらんください。

第 49 条では、看護や医学的管理下における介護は、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならないことなどを規定しています。

51 ページをごらんください。

第 50 条では、ユニット型介護医療院の食事について規定しています。

52 ページをごらんください。

第 51 条では、ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供することなどを規定しています。

第 52 条では、ユニット型介護医療院の開設者は、重要事項を定めた運営規程を従業者や入所者に周知しなければならないことなどを規定しています。

53 ページをごらんください。

第 53 条では、ユニット型介護医療院の勤務体制の確保等について規定しています。

54 ページをごらんください。

第 54 条では、ユニット型介護医療院の開設者の入居定員及び療養室の定員の遵守について規定しています。

第 55 条では、資料記載のとおり、ユニット型介護医療院について準用する条について規定しています。

55 ページをごらんください。

第 5 章は、雑則です。

第 56 条では、本条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることを規定しています。

56 ページをごらんください。

附則は、第 1 条から第 8 条までです。

第 1 条では、本条例が平成 30 年 4 月 1 日から施行することを規定しています。

第 2 条では、本条例について見直しを行うことを規定しています。

57 ページをごらんください。

第 3 条から第 5 条までは、平成 36 年 3 月 31 日までに療養病床等を有する病院が病床を転換し、介護医療院を開設する場合の経過措置として、第 7 条第 1 項及び第 46 条第 4 項の規定については、緩和した基準を適用することを規定しています。

59 ページをごらんください。

第6条から第8条までは、平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等の転換を行った介護療養型老人保健施設が、平成36年3月31日までに、その全部または一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合の経過措置として、第7条第1項及び第46条第4項の規定については、緩和した基準を適用することを規定しています。

以上、議案第69号について御説明いたしました。委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上となります。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○館田瑠美子委員長** 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

**○小松文雄環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第75号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

なお、本議案につきましては、都市整備部に関するものが含まれておりますが、環境部でまとめて御説明いたします。

それでは、資料1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、制定の理由ですが、法令の改正に伴い、所要の改正を行うものがあります。

次に、改正の内容につきまして、①は環境部所管となりますが、土壤汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割、相続に関する規定が追加されましたことから、これらの承認申請に伴う手数料を追加するものであります。

追加する手数料の額は、汚染土壌処理業者地位承継承認申請手数料 11 万 9000 円となっております。

②は都市整備部所管となりますが、資料記載の改正内容のとおり、建築基準法の一部改正により、同法第 48 条に新たに第 8 項「田園住居地域」が追加となったことに伴い、青森市手数料条例において建築等許可申請手数料欄に定める項にずれが生じることから、これを解消するため改正するものであります。

次に、2 ページをごらんください。

田園住居地域の内容ですが、都市計画法に基づき定める用途地域の一つで、農業の利用の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域で、住宅のほか農業用施設や農産物の販売を主たる目的とする一定規模以上の店舗等が建築可能な地域となっております。

施行期日につきましては、法改正の施行期日に合わせて、いずれも平成 30 年 4 月 1 日を予定しております。

3 ページをごらんください。

こちらの新旧対照表につきましては、13 の項は都市整備部所管、86 の項は環境部所管となりますが、ただいま御説明した内容を対比させたものであります。

以上、議案第 75 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 76 号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○能代谷潤治福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼

ぶ者あり) 議案第 76 号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 76 号関係資料 1 をごらんいただきたいと思います。

初めに、本条例の制定理由であります。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により新たな障害福祉サービスが追加されたこと、及び介護保険法の改正により共生型サービスが創設されたことに伴いまして、国の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことから、これに準じて所要の改正をするため、制定するものであります。

次に、本条例により改正となる条例であります。1 番目として、青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、2 番目として、青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、3 番目として、青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 3 つの条例が改正となるものであります。以下、この条例の説明については、1 番目の条例、2 番目の条例、3 番目の条例と言わせていただきたいと思います。

次に、改正内容であります。1 つには、新たな障害福祉サービスとして、利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された障害のある方に対しまして、一定期間にわたって、雇用された事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主や障害福祉サービス事業所、あるいは医療機関等との連絡調整を行う就労定着支援、また、障害者支援施設やグループホームを退去した利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう、居宅の定期的な巡回または随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等により、利用者の状況等を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携のもとで、当該利用者の意向、適性、障害の特性等に応じて行う自立生活援助の 2 つのサービスを追加するとともに、当該サービスに係る人員、設備及び運営に関する指定基準を設定するものであります。

2 つには、高齢者や障害児・者が、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムを推進するため、共生型サービスが創設されたことから、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービスの指定も受けられるように指定基準を設定するものであります。

次のページにまいりまして、3 つには、既存の障害福祉サービスに係る基

準の見直しといたしまして、多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援の追加や、生活介護の運営基準に職場定着のための支援の実施を規定するなど、以下9項目にわたる改定をします。

4つには、これらの追加あるいは削除等に伴います字句の整理及び条ずれの整理等を行うものであります。

具体的な改正内容を説明させていただきたいと思いますが、今般説明するに当たって、関係資料2、関係資料3、関係資料4、5、6と準備させていただきました。

関係資料4、5、6につきましては、それぞれ1番目の条例、2番目の条例、3番目の条例の新旧対照表となっております。

関係資料2につきましては、改正内容に基づいて、その改正内容がどの条例のどこの条文に当たるのか、そして新旧対照表の何ページに当たるのかということ整理させていただいております。

関係資料3につきましては、条例ごとに、条文ごとの順番で、どういう改正になるのかということ整理させていただいた上で、新旧対照表の該当ページを記載させていただいております。

改正内容をきちんと説明させていただくという観点から、関係資料2をもって説明させていただきたいと思います。

それでは、関係資料2「改正内容総括表」をごらんいただきたいと思います。

(1)の①といたしましては、新たに障害福祉サービスに追加いたします就労定着支援の指定基準の規定を追加するものであります。

まず、就労定着支援につきまして、1番目の条例の目次に第12章の2として、就労定着支援の規定を追加いたします。

次に、就労定着支援事業を行う上での基本方針及びサービスの質の自己評価、業務の質の改善義務の内容、あるいは従業者の人員配置基準及びサービス管理責任者の責務等、さらには設備基準、実施主体となる事業者の規定、職場定着のための支援やサービス利用中に離職する利用者に対する支援義務などにつきまして、新旧対照表の50ページから55ページになりますが、同条例の第195条の2から第195条の12として規定を追加するものであります。

次に、(1)の②といたしましては、新たなサービスである自立生活援助に係る指定基準の規定を追加するものであり、新旧対照表の3ページになりますが、1番目の条例の目次に第12章の3として、自立生活援助について追加いたしますとともに、自立生活援助事業を行う上での基本方針及びサービスの質の自己評価、業務の質の改善義務、従業者の人員配置基準、サービス管理責任者の責務、設備基準、実施主体となる事業者、定期的な利用者の居宅

訪問による支援義務を、新旧対照表の 56 ページから 59 ページになりますが、同条例の第 195 条の 13 から第 195 条の 20 として規定を追加するものであります。

次に、(2) の地域包括ケアシステムを推進するための共生型サービスに伴う改正であります。共生型サービスにつきましては、障害福祉サービスとしての居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、そして機能訓練・生活訓練の自立訓練について追加というか、今度指定を受けられるようになり、それぞれのサービスについて指定基準を設けていくものであります。

最初に、(2) の①といたしましては、指定訪問介護事業者が、障害の共生型居宅介護、あるいは共生型重度訪問介護の事業を行うための指定基準の追加であります。居宅介護及び重度訪問介護の共生型障害福祉サービスに関する基準につきまして、新旧対照表の 1 ページになりますが、1 番目の条例の目次に第 2 章第 5 節としてこの基準を追加し、新旧対照表の 7 ページから 8 ページになりますが、従業者を指定訪問介護事業として必要とされる数以上配置しなければならないとした人員配置基準、また、指定居宅介護事業所等から技術支援を受けなければならないという義務規定を、同条例の第 45 条の 2 から第 45 条の 4 として規定を追加するものであります。

次に、(2) の②といたしましては、指定通所介護事業者等が、共生型生活介護の指定を受けるための基準を追加するものであります。まず、生活介護の共生型障害福祉サービスに関する基準について、新旧対照表の 1 ページになりますが、1 番目の条例の目次に第 4 章第 5 節として追加いたしますとともに、新旧対照表の 10 ページから 17 ページになりますが、従業者を指定通所介護事業所等として必要とされる数以上配置するとした人員配置基準、及び指定生活介護事業所等からの技術支援を受ける義務、さらに、指定小規模多機能型事業者等が事業を行う場合における登録定員及び利用定員につきまして、同条例の第 96 条の 2 から第 96 条の 5 として規定を追加するものであります。

次に、(2) の③といたしましては、指定短期入所生活介護事業者等が、障害の共生型短期入所の事業等を行う場合の指定基準の規定を追加するものであり、まず、短期入所の共生型障害福祉サービスに関する基準につきまして、1 番目の条例の目次に第 5 章第 5 節として追加いたしますとともに、従業者を指定短期入所生活介護事業所として必要とされる数以上配置することとした人員配置基準、及び指定短期入所事業所等から技術支援を受ける義務等につきまして、新旧対照表の 28 ページから 30 ページになりますが、同条例の第 111 条の 2 から第 111 条の 4 として規定を追加するものであります。

次に、(2) の④といたしましては、指定通所介護事業者等が、共生型自立訓練の機能訓練の事業を行うに当たっての指定基準を追加するものでありま

すが、まず、自立訓練の機能訓練の共生型障害福祉サービスにつきまして、1 番目の条例の目次に第 8 章第 5 節として追加するとともに、従業者の人員配置基準、及び指定自立訓練の技術支援を受ける義務、さらに、指定小規模多機能型事業者等が事業を行う場合の登録定員及び利用定員などの規定につきまして、新旧対照表の 36 ページから 38 ページになりますが、同条例の第 151 条の 2 から第 151 条の 4 として規定を追加いたします。

次に、(2) の⑤といたしましては、共生型自立訓練の生活訓練の事業を行う場合、指定通所介護事業者等が共生型自立訓練の生活訓練の事業等を行う場合の指定基準を追加するものでありますが、まず、1 番目の条例の目次に第 9 章第 5 節として追加いたしますとともに、従業者の人員配置基準、指定自立訓練の技術支援を受ける義務、さらに、指定小規模多機能型事業者等が事業を行う場合における登録定員及び利用定員につきまして、新旧対照表の 43 ページから 45 ページになりますが、同条例の第 161 条の 2 から第 161 条の 4 として規定を追加するものであります。

次に、(3) の既存の障害福祉サービスに係る基準の見直しについて御説明させていただきます。

初めに、(3) の①といたしましては、児童福祉法の改正により居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されましたことから、多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援を追加するものでありまして、多機能型事業所で行うサービスとして、新旧対照表の 5 ページですが、1 番目の条例の第 2 条第 7 号、また、新旧対照表の 1 ページですが、3 番目の条例の第 2 条第 3 号に規定されております多機能型事業所で行うサービスに居宅訪問型児童発達支援の事業を追加するものであります。

次に、(3) の②といたしましては、生活介護の運営に関する基準として、生活介護事業者は、障害のある方の職場への定着を支援するため、生活介護を利用して一般就労した利用者に対して、6 カ月以上、職業生活における相談等の支援に努めなければならないとした職場定着のための支援の実施について新たに規定を追加するものでありまして、新旧対照表の 9 ページになりますが、1 番目の条例の第 88 条の 2、また、新旧対照表の 1 ページから 2 ページになりますが、3 番目の条例の第 43 条の 2 として新たに規定を追加するものであります。

次に、(3) の③といたしましては、重度障害者等包括支援で行っておりましたサービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際して行う担当者会議の開催を定めた規定について、計画相談支援事業所のサービス担当者会議と重複しておりますことから、この規定が削除になるものであり、新旧対照表の 34 ページになりますが、1 番目の条例の第 122 条第 3 項を削除するものであります。

次に、(3)の④といたしましては、これまで自立訓練の機能訓練は身体障害者、自立訓練の生活訓練については精神・知的障害者と限定されておりましたが、自立訓練の機能訓練、あるいは自立訓練の生活訓練については、障害の種別によらず利用できるようになりますことから、1番目の条例の第143条及び第154条、また、3番目の条例の第50条及び第55条中、障害の種別を特定する部分につきまして削除するものであります。

次に、(3)の⑤といたしましては、自立訓練の機能訓練及び自立訓練の生活訓練の運営に関する基準として、これまではなかった職場定着のための支援の実施を追加するものでありまして、1番目の条例の第151条の4及び第161条の4、また、3番目の条例の第54条及び第59条の規定を新たに追加するものであります。

次に、(3)の⑥といたしましては、就労移行支援の運営に関する基準として、通勤のための訓練の実施が追加になりましたことから、利用者がみずから事業所に通勤するための訓練の実施義務につきまして、1番目の条例の第168条の2、また、3番目の条例の第62条の2の規定を新たに追加するものであります。

次に、(3)の⑦といたしましては、共同生活援助に日中サービス支援型指定共同生活援助が追加されましたことから、まず、日中サービス支援型指定共同生活援助につきまして、1番目の条例の目次に第13章第5節として追加いたしますとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う上での基本方針、サービスの質の自己評価、業務の質の改善義務、従業者の人員配置基準及びサービス管理責任者の責務等、実施主体となる事業者、介護及び家事を行う際の義務などの規定につきまして、新旧対照表の60ページから67ページになりますが、同条例の第202条の2から第202条の11として規定を追加するものであります。

次に、(3)の⑧といたしましては、共同生活援助事業所、いわゆるグループホームにおきまして、個人単位で居宅介護等に対応する場合の特例が今年度末で終了になりますけれども、これを平成33年3月31日まで延長する旨、1番目の条例の附則第9条で改正するものであります。

次に、(3)の⑨といたしましては、障害者支援施設が障害児入所施設の指定を受けて、一体的に支援を提供している場合の従業者の員数及び設備に関する特例については、障害者支援施設は18歳以上、障害児入所施設は18歳の子どもで、今までは一体的に支援する場合については、同じ員数、設備でいいですよという規定だったんですけれども、そこはきちんと明確にしていきたいと思いますということで、この特例を廃止する内容でありまして、2番目の条例の第13条及び第17条を削除するとともに、附則において、現に指定を受けている障害者支援施設につきましては、経過措置として、平成33年3月



31 日まではオーケーという規定を設けるものであります。

このほか、今回の改正では、条文の追加あるいは削除が多いものですから、この条文の削除、追加に伴う引用字句の整理、あるいは条ずれの整理のための改正を行っているものであります。

なお、本条例の施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、議案第 76 号について御説明いたしました。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。葛西委員。

**○葛西育弘委員** 部長から丁寧な説明がありましたけれども、今定例会において、我が会派の館田議員が一般質問でこの件に関して触れていて、総合的に考えて問題があると認識しているので、反対であります。

**○館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 76 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○館田瑠美子委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

午前中の審査はここで終わりにしたいと思います。

再開については、午後 1 時でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** それでは、再開は午後 1 時にいたします。

この際、暫時休憩いたします。

**午後 0 時 8 分休憩**

---

**午後 1 時 1 分再開**

**○館田瑠美子委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、議案第 77 号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部理事。

**○館山新福祉部理事** 議案第 77 号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 77 号関係資料 1 をごらんください。

初めに、制定理由についてであります。厚生省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等につきましては、介護報酬に係る改定とあわせて、3年に1度の改正を行ってきており、当該省令等の一部を改正する省令が、平成 30 年 1 月 18 日に公布されたことに伴い、関係する条例について所要の改正をするため、本条例を制定するものであります。

本条例により改正する条例は、条例番号 1 の青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例など、1 ページの表に定めている 12 条例となります。

2 ページをごらんください。

改正内容ですけれども、(1)の地域包括ケアシステムの推進関係といたしましては、①の介護医療院の創設に伴う基準の設定など 5 項目であります。

(2)の自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現関係といたしましては、①の訪問リハビリテーション事業所への常勤医師の配置の義務づけなど 2 項目であります。

(3)の多様な人材の確保と生産性の向上関係といたしましては、①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの要件等の緩和など 2 項目であります。

(4)の介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保関係といたしましては、①の福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の提示、全国平均貸与価格の利用者への情報提供など 4 項目であります。

3 ページをごらんください。

(5)のその他といたしましては、介護報酬の算定実績を踏まえ、看護職員による居宅療養管理指導を廃止することです。

本条例の施行期日は、一部を除き、平成 30 年 4 月 1 日を予定しております。

4 ページ及び 5 ページには、用語解説を掲載しておりますので参考にしていただきたいと思います。

ここで、関係資料 2、関係資料 3、新旧対照表の説明をいたしたいと思います。

関係資料 2 につきましては、改正内容ごとに関係する条例、条文をまとめたものとなっております。改正内容というのがいわゆる改正された内容で、その隣にあります条例番号というのが、先ほど 12 条例ありますと申し上げました

けれども、関係資料1の表に書いてある条例の番号になります。該当条項というのが、その条例の中でどの部分が改正されるのかという条文で、関係資料というのが、関係資料4以下になりますけれども、新旧対照表の番号をあらわしております。新旧対照表該当ページというのが、新旧対照表の中で今回の改正にかかる部分のページをあらわしたものとなります。

関係資料3につきましては、条例ごとに改正内容をまとめたものとなっております。例えば、条例番号1の青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例では、第17条第6項が改正になりますということで、整理番号というのが、関係資料2の一番左側に記載している番号で、改正内容と新旧対照表該当ページという形での表記となっております。

ですので、改正内容ごとにまとめたものが関係資料2、条文ごとにまとめたものが関係資料3ということで、参考にさせていただければと思います。

それでは、説明に入りたいと思います。

初めに、今回の条例の改正に当たりましては、1つの改正内容に関連して改正を行うこととなる条例や条項が多数ありますことから、よりわかりやすい説明となるように、関係資料2で改正内容を御説明させていただきたいと思っております。

関係資料2をごらんください。

初めに、1の地域包括ケアシステムの推進関係の(1)医療と介護の複合ニーズに対応する介護医療院の創設について御説明いたします。

この改正は、介護医療院に訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の提供が可能となるよう基準を設定するための改正です。

要介護者のための訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に関する基準につきましては番号4の条例を、要支援者のための介護予防の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に関する基準につきましては番号5の条例を、介護医療院に併設する認知症対応型通所介護に関する基準につきましては番号6の条例をそれぞれ改正するものであり、改正する条項につきましては、該当条項欄に記載のとおりとなっております。

次に、(2)医療と介護の連携の強化につきましては、主な内容は、整理番号①から⑤に記載しております。

まず、①につきましては、居宅介護支援事業所と医療機関との連携を強化するため、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを、居宅介護支援事業者等に義務づける改正であり、番号8及び番号9の条例が該当となります。

②につきましては、訪問介護のサービス提供責任者の役割の明確化のため、

訪問介護のサービス提供責任者の責務に、居宅介護支援事業所等のサービス関係者に、利用者の服薬の状況、口腔機能等心身の状態等の情報を提供することを加える改正となり、番号4の条例が該当となります。

③につきましては、平時からの医療機関との連携を促進するため、訪問介護事業所等から伝達された利用者の服薬の状況、口腔機能等心身の状態等の情報を、利用者の同意を得て主治医に伝達することを、ケアマネジャー等に義務づける改正であり、番号8及び番号9の条例が該当となります。

2ページをごらんください。

④につきましては、末期の悪性腫瘍の利用者について、主治医の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすることなど、ケアマネジメントプロセスを簡素化する改正となり、番号8の条例が該当となります。

⑤につきましては、施設における入所者の病状の急変等への備えとして、介護老人福祉施設等について、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による方針を定めなければならないことを義務づける改正となり、番号2、番号6及び番号10の条例が該当となります。

(3) 各種サービスの供給量の増大につきましては、整理番号①から④に記載しておりますが、まず、①につきましては、共用型認知症対応型通所介護の普及促進のため、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設における共用型認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たり入居者と合わせて12人以下」に見直す改正であり、番号6及び番号7の条例が該当となります。

②につきましては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を設定し、サービスの供給量をふやす改正であり、番号6の条例が該当となります。

③につきましては、看護小規模多機能型居宅介護の診療所からの参入を促進するため、看護小規模多機能型居宅介護について、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、診療所の病床と宿泊室の兼用を認める改正となり、番号6の条例が改正となります。

④につきましては、医療資源の有効活用を図るため、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合、設備基準から食堂を削除し、基準を緩和する改正となり、番号4の条例が該当となります。

3ページをごらんください。

(4) 公正中立、質の高いケアマネジメントの推進につきましては、整理番号①から③に記載しておりますが、まず、①につきましては、利用者の意思に基づいた契約の確保のため、利用者は、ケアプランに位置づける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明する

ことを、居宅介護支援事業者等に義務づける改正となり、番号8及び番号9の条例が該当となります。

②につきましては、人材育成の取り組みを促進するため、主任ケアマネジャーであることを居宅介護支援事業所の管理者の要件とする改正となり、番号8の条例が該当となります。

③につきましては、訪問介護事業者は、ケアマネジャー及び被保険者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する改正となり、番号4の条例が該当となります。

(5) 共生型サービスの基準の設定につきましては、整理番号①から③に記載しておりますが、まず、①につきましては、障害福祉の事業所は共生型サービスの指定が受けられるように基準を設定する改正です。

共生型サービスにつきましては、障害福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受けられるものとして基準を設定するための改正となり、番号4、番号5及び番号6の条例が該当となります。

②につきましては、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、療養通所介護事業所の定員数を、9人以下から18人以下に引き上げる改正となり、番号6の条例が該当となります。

4ページをごらんください。

③につきましては、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携促進のため、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合等において、居宅介護支援事業者等が相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする改正となり、番号8及び番号9の条例が該当となります。

続きまして、2の自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現関係の(1)訪問リハビリテーション事業所への常勤医師の配置につきましては、訪問リハビリテーション事業所においては、リハビリテーション計画の作成に当たり、事業所の医師が診療する必要があることから、訪問リハビリテーション事業所に常勤医師を1名以上置かなければならないものとする改正となりますが、ただし、事業所である病院等の常勤医師との兼務を可能とするものであり、番号4及び番号5の条例が該当となります。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進につきましては、介護老人保健施設等の居住系・施設系サービス及び養護老人ホームについては、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づける改正となり、番号1から番号7まで、及び番号10から番号12までの条例が該当となります。

5ページをごらんください。

続きまして、3の多様な人材の確保と生産性の向上関係の（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの要件等の緩和につきましても、1つに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の日中のオペレーターの兼務等について、夜間・早朝と同様に、電話の転送機能を活用するなど利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと同一敷地内の事業所の職員の兼務を認めるなどの改正となり、2つに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のオペレーターの要件につきましても、訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を3年以上から1年以上に緩和する改正となり、番号6の条例が該当となります。

（2）介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和につきましても、介護・医療連携推進会議の開催頻度については、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて、年4回以上から年2回以上とする改正となり、番号6の条例が該当となります。

続きまして、4の介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保関係の（1）福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の提示、全国平均貸与価格の利用者への情報提供等につきましても、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員に対して、1つに、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること、2つに、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること、3つに、利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することを義務づける改正となり、番号4及び番号5の条例が該当となります。

（2）訪問回数の多い利用者への対応につきましても、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、ケアマネジャーが通常のケアプランよりもかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には、妥当性を検討し、必要な理由を記載するとともに、市にケアプランを届け出ることなどの改正となり、番号8の条例が該当となります。

（3）定期巡回・随時対応型訪問介護看護の地域へのサービス提供の推進につきましても、一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する改正となり、番号6の条例が該当となります。

6ページをごらんください。

（4）離島や中山間地域等における居宅療養管理指導の提供につきましても、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を創設するに当たり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営規程に定める改

正となり、番号4及び番号5の条例が該当となります。

続きまして、5のその他につきましては、介護報酬の算定実績を踏まえ、看護職員による居宅療養管理指導を廃止する改正となり、番号4及び番号5の条例が該当となります。

施行期日は、平成30年4月1日から施行することとしておりますが、福祉用具貸与の提供に当たっては、全国平均貸与価格等に関する情報を利用者に提供するとした改正と、通常よりかけ離れた回数の訪問介護を位置づけたケアプランについては市に届け出るとした改正につきましては、平成30年10月1日からの施行としております。

なお、経過措置につきましては、本条例施行の際に、現に看護職員が居宅療養管理指導を行うものについては、平成30年9月30日までは引き続き行うことができることとし、居宅介護支援事業所の管理者について、平成33年3月31日までは、ケアマネジャーとすることができることとしております。

このほか、今回の条文の改正に伴っての条ずれ及び語句の整理等の改正をしております。

以上、議案第77号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上となります。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 共生型サービスの基準の設定なんですけれども、浪岡病院の精神病棟が今度廃止になるということで、今まで精神病棟に入院していた方が、このような共生型ということで、福祉から介護保険の対象になるケースもあると思うんです。事業所でもそれに向けていろいろ準備をしていると聞いているんですけれども、これは今回の改正により何か関係することになるんですか。

**○館田瑠美子委員長** 福祉部理事。

**○館山新福祉部理事** ただいま小倉委員が言われました、例えば、障害者施設が共生型の介護事業所の指定を受けた場合には、今まで障害福祉サービスを受けていた方が、介護保険サービスを受けるという形に移行することになります。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 浪岡地区には障害者施設のりんどう苑に通所している方や、国立病院機構青森病院の重度の障害者の方等がいて、恐らくこの条例の中に含まれていくと思うんです。今まで障害福祉サービスを受けていた者が、今度は介護保険サービスの中で対応していくということが本条例の趣旨になるんでしょうか。

○**館田瑠美子委員長** 福祉部理事。

○**館山新福祉部理事** あくまでもその事業所が共生型サービスの指定を受けて初めて介護保険サービスのほうに移っていくので、事業所がその指定を受けなければ、今までどおり障害福祉サービスを継続していく形となります。

〔小倉尚裕委員「はい、わかりました」と呼ぶ〕

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 77 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「青森市放課後児童会負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**能代谷潤治福祉部長** 議案第 78 号「青森市放課後児童会負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

資料 1 ページ目をごらんください。

まず、制定理由であります。本条例は、放課後児童会を利用する保護者の方に負担していただいている負担金の額を改定するため制定するものであります。本市の放課後児童会につきましては、これまでも開設箇所の新設や開設時間の延長、さらには放課後児童支援員の処遇改善など事業の拡大に取り組んできたところであり、これに伴い事業費についても年々増大してきたところでもあります。

こうした中、今年度、青森市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し作業に伴い、放課後児童会についても見直しを行ったところであり、現下の大変厳しい財政状況の中、平成 16 年度から据え置いてきた放課後児童会負担金についても総合的に見直した結果、今後も持続可能な事業として存続していくため、公平・公正な負担金のあり方、あるいは利用者の負担軽減という観点から、負担金についても検討し、その負担金の額を改定するため制定するものであります。



改正の内容でありますけれども、1つに、保護者が納付しなければならない負担金の額を、入会児童1人につき月額「3000円」から「3200円」に、また、児童が月の途中で放課後児童会に入会し、あるいは退会した場合であって、当該月の放課後児童会に入会している期間が16日に満たない場合は負担金の額を半額にしておりましたが、この額を入会児童1人につき月額「1500円」から「1600円」にそれぞれ改定するものであります。

具体的には、2ページ目の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

本条例第3条第1項中、保護者の負担金の額を「3000円」から「3200円」に、また、同条第2項の「1500円」を「1600円」に改めるものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、保護者の皆様への周知期間等を考慮して、平成30年9月1日からとしているところであります。

経過措置につきましては、支払いがおこなわれている方等のために、9月以降の月分について適用することとし、8月以前の月分については従前のままとする経過措置としているものであります。

以上、議案第78号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部理事。

**○館山新福祉部理事** 議案第80号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第80号関係資料1をごらんください。

本条例は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第7期計画に基づき、介護保険料の改定等をするため制定しようとするものであります。

改正の内容につきましては大きく5点あり、1点目といたしましては、介

介護保険料の改定となりますが、介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画に基づき定めることとされていることから、今回の第7期計画に基づき改定しようとするものであります。

段階別の保険料年額につきましては、資料3ページの「介護保険料段階表」のとおりとなっております。

次に、1ページになりますが、2点目といたしましては、所得指標の変更であり、介護保険法施行令の改正に伴い、災害など本人の責めに帰さない理由による土地の売却収入等については、所得として取り扱わないよう、現行の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされましたことから、合計所得金額の取り扱いを変更しようとするものであります。

次に、3点目といたしましては、基準所得金額の変更についてであります。介護保険法施行規則の改正に伴い、保険料段階の第7段階の合計所得金額の境目となる190万円未満を200万円未満にするなど、第7段階から第9段階までの基準所得金額をそれぞれ変更しようとするものであります。

以上、1点目から3点目までについては、第4条について改正するものであります。

続きまして、2ページをごらんください。

次に、4点目といたしましては、罰則規定の対象者の変更であります。介護保険法の改正に伴い、被保険者等に関する調査の対象となる範囲について、これまでの第1号被保険者の配偶者などから、第2号被保険者の配偶者などにも拡大されたこと、及びこれに伴う罰則規定の対象となる範囲が拡大したことを踏まえ、本条例の罰則規定の対象者を変更しようとするものであり、条例第15条を改正するものであります。

次に、5点目といたしましては、保険料の減免の特例についてであります。第7期計画期間中におきましても継続して減免できるようにするため、平成32年度までに変更するものであり、附則第5条を改正するものであります。

具体的には、議案第80号関係資料2の新旧対照表により御説明させていただきます。

第4条は、介護保険料について改定するものであり、保険料の年額につきましては、第7期計画に基づき設定したものでありますことから、同条第1項の年度について、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改正するものであります。

次に、第4条第1項第1号から同項第13号につきましては、先ほどの関係資料1の3ページにありました段階別の表に対応した形で変更しており、例えば、第1段階につきましては、これまでの「3万8300円」から「4万円」

とする形で変更するなど、第1段階から第13段階までそれぞれ変更しているものであります。

続きまして、資料2の3ページをごらんください。

第4条第2項になりますけれども、第1段階に該当する方に対する保険料の減額賦課について定めておりまして、減額後の保険料の年額は、これまでの「3万4500円」から「3万6000円」に変更となったものであります。

続きまして、ページが戻りますけれども、資料2の1ページをごらんください。

第4条第1項第6号のイにつきましては、所得指標の変更による改正となり、この規定は、第6段階に該当する方の所得の要件を定めておりますが、介護保険法施行令の改正に伴い、合計所得金額については、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とする旨追加するものであります。

次に、同項第7号のイにつきましては、基準所得金額の変更による改正であり、これは、第7号の区分に該当する方の所得の要件について、合計所得金額をこれまでの「190万円未満」から「200万円未満」に改正するものであります。

また同様に、同項第8号のイにつきましても、合計所得金額をこれまでの「290万円未満」から「300万円未満」に改正するものであります。

続きまして、3ページをごらんください。

第15条につきましては、罰則規定の対象者の変更による改正となり、対象となる範囲を、第1号被保険者の配偶者等から第2号被保険者の配偶者等まで拡大したことから、「第1号被保険者」を「被保険者」という形に改正するものであります。

附則第5条につきましては、保険料の減免の特例についての改正であり、この規定は、第7期計画においても減免を継続できるように、第6期計画の「平成27年度から平成29年度まで」を、第7期計画の「平成30年度から平成32年度まで」に改正するものであります。

続きまして、4ページをごらんください。

最後に、附則1には施行期日を、また、附則2及び3には経過措置を定めております。

以上、議案第80号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 80 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○館田瑠美子委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号「青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

**○小松文雄環境部長** 議案第 81 号「青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

概要を御説明いたしますが、改正点は 2 点ありまして、まず、配付資料 1 ページにある 1 点目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度が新設されたことから、認定申請の際の手数料を青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定しようとするものであります。

次に、配付資料 2 ページにある 2 点目は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、自動車リサイクル法に基づく破砕業の事業の範囲の変更許可申請手数料が改定されたことから、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する同手数料も本政令と同額で改定しようとするものであります。

3 ページは、1 点目の改正である 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度のイメージ図を記載しております。

4 ページは、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表であり、表の左側が改正後、右側が改正前となっております。

新旧対照表で御説明いたしますが、まず、2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請の際の申請手数料を規定しようとする改正につきましては、改正後の別表第 2 (11) に、2 以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料として 1 件につき 14 万 7000 円、(12) に、認定事項変更認定申請手数料として 1 件につき 13 万 4000 円の項をそれぞれ新設いたします。

なお、この項の新設に伴い、別表第 2 の項にずれが生じますことから、この項ずれにつきましても改正するものであります。

次に、自動車リサイクル法に基づく破砕業の事業の範囲の変更許可申請手数料を改定しようとする改正につきましても、改正後の別表第2(39)の使用済自動車破砕業事業範囲変更許可申請手数料の金額を、改正前の7万5000円から、本政令改正と同額の6万7000円に改定しようとするものであります。

最後に、施行期日につきましても、2ページの一番下に記載しておりますとおり、平成30年4月1日としております。

以上が、議案第81号の内容であります。委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 本定例会に提案いたしました議案第82号「青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料に基づいて説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

1の概要ですが、今回の条例の一部改正案は、「青森市公立病院改革プラン2016—2020」の加速化に向けての中で、平成30年度以降の市民病院及び浪岡病院における一般病床数の削減と浪岡病院の精神病床廃止の方針についてお示ししておりますが、その内容に基づき、改正を行うものです。

2の改正内容ですが、市民病院につきましては、「一般病床538床」を「一般病床459床」に改め、浪岡病院につきましては、「一般病床92床」を「一般病床35床」に改め、「精神病床107床」を削るとしたところで、3ページに新旧対照表を添付しております。

3の改正内容の詳細ですが、市民病院につきましては、538床の許可病床のうち、現時点で66床を休床し472床で稼働しているところであり、

近年の病床の利用状況や今後の医療需要を勘案いたしますと、適正な病床数にする必要があるため、合計 79 床削減し、459 床とすることとしたところで  
す。

続きまして、2 ページの浪岡病院についてですが、まず、一般病床の削減理由につきましても、現時点で 92 床のうち、42 床を休床し 50 床で稼働しておりますが、入院患者数が 20 人から 30 人で推移していることや、冬期間では 30 人を超える日もあることを勘案いたしまして、適正病床数を 35 床としたところで  
す。

次に、精神病床の廃止理由につきましても、国におきましても精神障害者の地域移行を進めていく方針であること、浪岡病院の精神病床の利用率は毎年減少傾向にあること、青森市内には県立つくしが丘病院のほか民間病院が 5 施設あり、多様なサービスの提供体制が整っていることなど、このような状況を踏まえまして、平成 30 年 10 月から廃止としたところで  
す。

4 の施行期日ですが、一般病床削減の周知期間や浪岡病院の精神病床に入院しております患者の地域移行期間を踏まえまして、平成 30 年 10 月 1 日としたところで  
す。

5 の条例改正後のスケジュールですが、資料記載のとおりとなります。

6 のその他ですが、資料に記載のとおり、地方自治法の一部改正によるものです。

最後になりますが、両院とも、「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」及び同プランの加速化に向けてでお示ししました取り組みを着実に実施し、持続可能な病院経営を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 私の一般質問で聞けなかったのですが、まず、県の医療計画、地域医療構想があつて、例えば、弘前市の中核病院構想で統合するとした国立病院機構弘前病院と弘前市立病院はこの構想の中にありますよね。青森市の場合でしたら、県立中央病院と市民病院があつて、浪岡病院もやはり東青地域の中に入っています。

この青森病院は、県の地域医療構想の中に入っていないんですか。

**○館田瑠美子委員長** 市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 県の地域医療構想では、病院自体は青森県立中央病院であつたり青森市民病院であつたり、その他の自治体病院ということを示されており、国立病院については示されておりませんので、多分その

病床数というのはカウントされていないのではないかと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 外来病棟を工事して完成したということで、外来病棟を内覧という形で私たち招待を受けているんですが、市民病院事務局長にも浪岡病院の事務長にも何とか行ってもらって話を聞こうとしても、情報が全く入ってこないんですよ。それがやはり国の政策医療なのかと思うんだけど、それでも外来の受け付けは普通にやっていて、地域医療に関してはいろいろ行うことにはなっているんです。結局、来るものは拒まずですが、ただ、例えば救急等は、ここ3年間は1件も受けていない。そういうふうな意味では、本当にもったいないです。でも、外来病棟もああいうふうに整備していくので、結構みんな行くんですよ。

そういう中で、浪岡病院を35床で新たに一つつくっていただくということは本当に英断であって、多分、県の地域医療構想には入っていないと思うんですが、多分、大学とのいろいろな協議の中でそうなったと思う。そうなのであれば、やはり医師の派遣等を含めて、今後もぜひ良好な関係をとっていただきたい。

例えば、五所川原市のつがる総合病院なんかは外科の先生が配置されてなくて、物はできたけれども活用されていないというケースがあります。今、弘前市立病院も中核病院に移行するという中で、弘前大学のほうでは今度医師の派遣を撤退すると。たしか外科の先生が5名配置のはずが今は1人しかいないと思うんですよ。実際手術ができていない。したがって、入院病棟の稼働率が50%を切っているんですよ。当然、経営が悪くなるんですよ。

なので、浪岡病院は、医師が現在5名ですけれども、どういう医師を弘前大学から派遣してほしいのか等を含めて、ぜひこれから良好な関係にしてほしいんですけども、青森病院の立ち位置が非常に難しい。一般病棟もあるんですけども、それは県の地域医療構想ではやはりカウントされていないんですか。

**○館田瑠美子委員長** 市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 先ほど、病床数はカウントされていないとお答えいたしましたけれども、カウントされておりました。申しわけありません。

ただ、いわゆる病院の機能分化であったり、病院の連携の方向性ということでは、国立病院の方向性を示してはいないということです。病床数だけはカウントしております。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 本市の医療を検討するという中で、この青森病院と協議をするというのは、やはり非常に難しいと思うんです。ある意味で民間の医療

施設があって、それを市の政策的なもので検討していくというのと同じように、あくまで一つの団体としてありますので、市の政策的なものに組み入れていくというのは、個々の環境の違いできっと難しいところもあると思うんです。これからもきっと常に工事をやっています。今回で6期とか、それくらいの工事になっている。ともすれば、工事が終われば、まだ敷地は非常に広大ですので、また工事をやっていく可能性もあります。そういう面で行くと、連携できる部分は連携できるような体制をとっていただければと思います。

○**館田瑠美子委員長** よろしいですか。ほかに発言ありませんか。葛西委員。

○**葛西育弘委員** 改正内容の詳細な部分の説明を受けたんですけども、我が会派の天内議員が、浪岡病院の病床の削減に関して、建物を建てることはすごくいいけれども、削減数に関しては少ないというか、35床では足りないという意見があったので、会派としては反対させていただきます。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「医療事故に係る損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 本定例会に提出いたしました議案第84号「医療事故に係る損害賠償の額の決定について」御説明させていただきます。

資料をごらんください。

本件は、市民病院で発生した医療事故において、御遺族にお支払いする損害賠償額を決定するものであります。

3の医療事故の概要をごらんください。

患者様は、平成29年7月25日にうっ血性心不全等により入院し加療していたところ、同年9月24日に本来投与するものとは別の内服薬が投与され、その後、血圧が低下したため集中治療を行い、一時的に改善を認めたものの、徐々に悪化し、同年10月14日にお亡くなりになりました。

これまでの御遺族とのやりとり等につきましては、4の御遺族との損害賠



償額についての合意のとおりであります。

損害賠償額につきましては、お亡くなりになられたことへの慰謝料、御存命の場合受け取るべきであった年金から生じる利益を逸失したことによる逸失利益及び葬儀にかかった費用の総額 2300 万円であります。

以上、議案第 84 号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )